

# 大分県企業局業務継続計画（企業局版BCP）の概要について

※BCP：Business Continuity Plan

## 1 策定の趣旨・業務継続の基本方針

大規模な地震等の発生時に、応急・復旧業務の迅速・的確な遂行と優先度の高い通常業務の継続を図るため、あらかじめ人員・資源（庁舎、資機材等）を確保、配分する措置を講じる「大分県業務継続計画（本庁版・地域版BCP）」の策定に呼応して、企業局においても、災害時に電力・工業用水の供給事業を適正に執行できるよう「大分県企業局業務継続計画（企業局版BCP）」を策定する。

また、業務の継続に当たっては、基本方針に基づき、優先順位を判断しながら遂行する

### 【基本方針】

- ① 県民の生命・身体への影響を考慮しながら、被害の拡大防止を最優先とする。
  - ・ 二次災害防止
  - ・ ダム・水路工作物、工業用水道関係施設の臨時点検等
- ② 電力及び工業用水の供給を継続する。
  - ・ 工業用水、上水道原水の供給継続
  - ・ 電力の供給継続

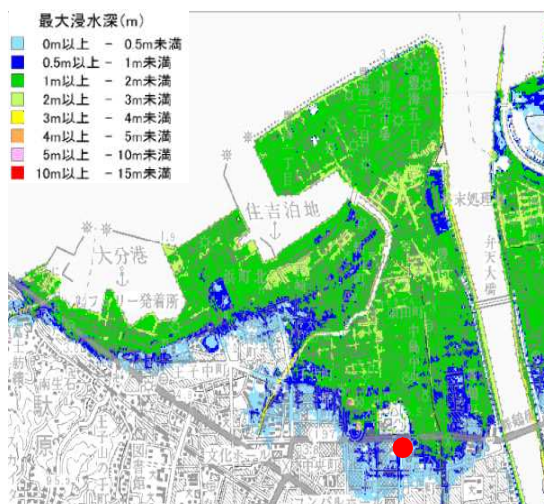
## 2 前提とする災害

本庁版BCP等との整合を図る必要があることから、企業局版BCPも、南海トラフ等の震源とする巨大地震（M 9.0）の発生を前提とし、発生直後の津波により県庁舎（海拔 3.0 m）が浸水することを想定する。

なお、総合管理センターの各庁舎は、津波到達の範囲外である。

### 【南海トラフ巨大地震の想定する災害】

項目	内容
地震	・ マグニチュード 9.0 ・ 県内で震度 6 強～5 弱（大分市 6 強）
津波	・ 大分市（豊海 5 丁目） 8 7 分後に津波到達（1 m） 最大津波高：4. 3 m



## 3 非常時に実施すべき業務（非常時優先業務）の選定等

地震発生後に、災害対策本部において実施すべき応急業務のほか、各部局で厳選した優先すべき通常業務について、それぞれに開始目標時間を設定し、業務の実施に必要な職員数を把握する。

区分	選定方法	業務数
応急・復旧業務	○ 県災害対策本部等で実施する業務 ○ 企業局災害対策本部設置要綱等に基づく、電力・工業用水の供給に係る施設・設備等の点検及び急を要する業務	83 業務
優先すべき通常業務	○ 電力・工業用水の供給に係る通常業務のうち優先度の高い業務	11 業務
計		94 業務

※業務に必要な職員数は、4 を参照

#### 4 参集可能な職員数の業務継続に必要な職員数の状況

勤務時間外に地震が発生した場合に、参集が可能な職員数を一定の条件を設定して予測する。

##### 【前提条件】

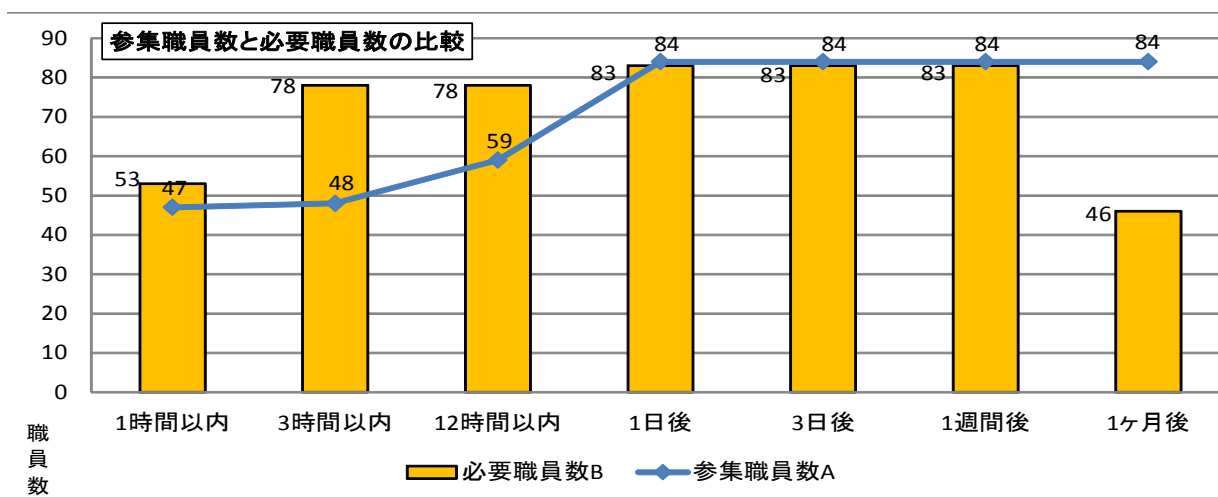
- ①津波が襲来することを前提に、本局には3 km 以内に居住する職員が徒歩（3 km/h）等により登庁する。総合管理センターは、自家用車での登庁も可能とする。
- ②自宅の損壊や家族の死傷等を考慮し、8割の職員が登庁するものとする。
- ③津波警報は発災後1日経過後に解除され、その他の職員も順次登庁するものとする。

以上により推計した参集が可能な職員数（折れ線）と、非常時優先業務の実施に必要なとなる職員数（棒グラフ）を、地震発生後の時間経過に沿って比較した結果は下表のとおりである。

1日後までは職員の不足が見込まれるため、センター内での職員配置の調整や重要度・緊急度により非常時優先業務を選択・集中して実施するとともに、本局職員をセンターに参集させる。

##### 〔参集職員数と必要職員数の比較〕

区 分	1時間以内	3時間以内	12時間以内	1日後	3日後	1週間後	1ヶ月後	備考
参集職員数A	47	48	59	84	84	84	84	
必要職員数B	53	78	78	83	83	83	46	
差 引(A-B)	-6	-30	-19	1	1	1	38	



#### 5 庁舎や事業用施設の機能維持の課題と対応

地震発生時に非常時優先業務を遂行するため、各庁舎や事業用施設の電力・通信、燃料等執務環境に係る施設の機能維持について、現状や被災による影響、課題等を整理し対策を講じる。

**庁舎・施設**：本局のある県庁新館、総合管理センター各庁舎は耐震化が完了。事業用施設は、耐震照査・工事、給水ネットワーク再構築事業を計画的に進めている。

**電力**：各庁舎とも持続時間に制限があるものの、非常用電源は備えている。

**電話・通信**：防災行政無線や災害時優先電話、衛星携帯電話、事業用無線を有している。

**公用車等**：本局の公用車は大手町駐車場に移動、センターの公用車は、車庫の倒壊により損傷するおそれがある。

**燃料**：非常用電源及び公用車に使用する燃料の確保が課題となっている。県と石油連盟が締結した覚書に、企業局も登録できるよう準備を進めている。

**庁舎機能の確保**：県庁新館が使用不能になった場合は、企業局災害対策本部を津波到達予想範囲外である総合管理センターに設置することを検討する。

#### 6 その他

本計画は、県総合防災訓練及び企業局防災実動訓練の実施結果等を踏まえ、絶えず見直しを進めて充実を図る。

また、九州地域の工業用水道事業者での災害時相互応援協定の締結に向けた準備や補修資材の備蓄の検討を進めている。